



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
3月31日(木)  
号外  
第28号

## 目次

規 則	
○栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正……………	1
公安委員会	
○栃木県公安委員会苦情処理規程の一部改正……………	2
警察本部	
○栃木県警察苦情処理に関する訓令の一部改正……………	2

## 規 則

### 栃木県規則第26号

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年栃木県規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1・2 略 (償還期間等の特例)	1・2 略 (償還期間等の特例)
3 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他知事が適当と認める機関から受けたものに貸し付ける貸付金（東日本大震災の後令和5年3月31日までに貸し付けるものに限る。）についての第3条の規定の適用については、同条第1項中「10年」とあるのは「13年」と、同項第2号中「12年」とあるのは「15年」と、同項第3号中「15年」とあるのは「18年」と、同項第7号から第10号までの規定中「12年」とあるのは「15年」と、同条第2項中「3年」とあるのは「6年」と、「、第5号、第7号」とあるのは「及び第5号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は5年以内、同項第7号」と、「、5年」とあるのは「8年」とする。	3 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他知事が適当と認める機関から受けたものに貸し付ける貸付金（東日本大震災の後令和4年3月31日までに貸し付けるものに限る。）についての第3条の規定の適用については、同条第1項中「10年」とあるのは「13年」と、同項第2号中「12年」とあるのは「15年」と、同項第3号中「15年」とあるのは「18年」と、同項第7号から第10号までの規定中「12年」とあるのは「15年」と、同条第2項中「3年」とあるのは「6年」と、「、第5号、第7号」とあるのは「及び第5号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は5年以内、同項第7号」と、「、5年」とあるのは「8年」とする。

4 略

4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(林業木材産業課)

公 安 委 員 会

栃木県公安委員会規程第1号

栃木県公安委員会苦情処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県公安委員会委員長 古 澤 利 通

栃木県公安委員会苦情処理規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会苦情処理規程（平成13年栃木県公安委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）<u>第79条第1項</u>に規定する栃木県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する文書による苦情の申出その他の公安委員会に対する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）の処理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(処理結果の通知等)</p> <p><b>第6条</b> 公安委員会は、苦情の申出が法第79条第1項に規定するもの以外のものであるときは、当該苦情の申出が<u>同条第3項各号</u>又は次のいずれかに該当する場合を除き、処理の結果を申出者に通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）<u>第79条</u>に規定する栃木県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する文書による苦情の申出その他の公安委員会に対する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）の処理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(処理結果の通知等)</p> <p><b>第6条</b> 公安委員会は、苦情の申出が法第79条第1項に規定するもの以外のものであるときは、当該苦情の申出が<u>同条第2項各号</u>又は次のいずれかに該当する場合を除き、処理の結果を申出者に通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第3号

栃木県警察苦情処理に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県警察本部長 野 井 祐 一

栃木県警察苦情処理に関する訓令の一部を改正する訓令

栃木県警察苦情処理に関する訓令（平成13年栃木県警察本部訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(処理結果の通知等)</p> <p><b>第7条</b> 本部長は、苦情の申出者（以下「申出者」という。）に対し、処理の結果を通知しなければ</p>	<p>(処理結果の通知等)</p> <p><b>第7条</b> 本部長は、苦情の申出者（以下「申出者」という。）に対し、処理の結果を通知しなければ</p>

ならない。ただし、警察法（昭和29年法律第162号）第79条第3項各号又は次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

2・3 略

ならない。ただし、警察法（昭和29年法律第162号）第79条第2項各号又は次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

2・3 略

**附 則**

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。